

## 八尾市製造業者サポート給付金事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、「八尾市製造業者サポート給付金」(以下「給付金」という。)に関し、必要な事項を定める。

### (支給の目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、ものづくりのまち八尾を支える製造業の支援策として、特に影響の大きい小規模製造業者の事業活動の継続を下支えするための給付金を支給する。

### (定義)

第3条 この要綱で、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 法人 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条に定める中小企業者である会社及び同法に定める会社以外の法人のうち、従業員の数が20人以下であるもの(ただし、別に定める法人は除く。)
- (2) 個人 法第2条に定める中小企業者である個人事業主のうち、従業員の数が20人以下であるもの。
- (3) 製造業 日本標準産業分類の大分類「製造業」に示されるもの

### (交付対象者)

第4条 本事業の対象者は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年6月30日以前から市内に製造現場を有する法人又は個人。ただし、製造活動の実態があり、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 現在行っている事業について、専業で行い確定申告を行っていること。ただし、令和2年6月30日までに初回の確定申告期限が到来していない法人及び個人については、この限りでない。
- (3) 令和2年の指定する月の売上が前年同月と比べて、15パーセント以上減少していること。ただし、創業後1年未満の場合、売上の比較対象となる月の基準は別に定める。
- (4) 法人等(個人又は法人をいう。)が、八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団でないこと。又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店もしくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者又は使用人その他従業員をいう。)が、同条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、法人及び個人について、一律300,000円とする。

2 本事業による給付金の交付は、交付対象者1者につき1回とする。

(給付金の交付申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、八尾市製造業サポート給付金支給申請書兼請求書(様式第1号-1又は様式第1号-2)に誓約書(様式第2号)及び次に掲げる書類を添えて、令和2年10月31日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 第4条第3号に規定する売上の減少を確認できる書類
- (2) 令和2年6月30日以前から事業活動を行っていることがわかる書類
- (3) 八尾市内で製造業を営んでいることを証する書類
- (4) 給付金の振込口座の情報が確認できる書類
- (5) 個人にあつては、本人確認書類
- (6) 前各号に定めるほか、必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、第6条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、交付が適当と認めたものについて、申請者に通知するものとする。なお、交付決定の通知は、給付金の入金をもって行うものとする。

2 給付金を交付すべきでないものと認めたときは、給付金の不交付を決定し、不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して申請者に通知するものとする。

(給付金の交付)

第8条 市長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときは、申請者に給付金を交付する。

(給付金の交付の決定の取消し)

第9条 市長は、給付金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合には交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により給付金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) その他、市長が不適當と認めたとき

(給付金の不正受給等への対応)

第10条 市長は、第9条の規定に基づき給付金の交付の決定を取り消した場合において、

既に給付金が交付されているときは、期日を定めて、その返還を命じるものとする。

- 2 前項の規定により給付金の返還を命ぜられた者（ただし、第 11 条の規定により、届出を行った者は除く。）は、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた給付金の額に年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により給付金の返還を命ぜられた者は、これを返還期日までに納付しなかったときは、当該返還期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付金の額に年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を市に納付しなければならない。

#### （届出義務）

第 11 条 第 7 条の規定による支援金の支給の決定の通知を受けた者が、第 4 条第 1 号から第 5 号のいずれかの要件を満たしていないことが明らかとなったときは、八尾市製造業サポート給付金支給資格喪失届出書（様式第 4 号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

#### （報告・書類の提出の請求）

第 12 条 市長は、給付金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、給付金の交付を受けた法人及び個人に対し、報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

#### （書類の保存等）

第 13 条 給付金の交付を受けた法人及び個人は、当該給付金の交付に関する書類を整備するとともに、給付金の交付の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

第 14 条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 7 日から実施する。